Qualifying & Life Member
MDRT®

オフィスASADA
代表 麻田春江

茨城県取手市井野台 1-7-28　〒302-0015
TEL：0297-72-2401　FAX：0297-72-6217
携帯：090-8720-8591
E-mail：officeasada_h@ybb.ne.jp
URL：http://www.officeasada.com

平成 26 年 2 月　第 45 号

オフィスＡＳＡＤＡ通信のご案内

梅のつぼみが芽吹き始める季節となり、すぐそこにいる春の訪れが待ち遠しいですね。今月はバレンタインの月です。ほんの一口ですが北海道の帯広市から取り寄せました、「六花亭のビタースィートチョコレート」を同封させていただきましたのでどうぞお召し上がりください。
※一家族ひとつのプレゼントとさせて頂きました事をご了承ください 。

今月のテーマ

Ⅰ 「ASADA セミナー」の報告と次回予告
Ⅱ 「アンパンマン」の生みの親 やなせたかしさん死去 94 歳！
Ⅲ 妻 名義なのに「夫の預金」？

Ⅰ 「ASADA セミナー」の報告と次回予告

平成 26 年 1 月 26 日（日）取手ゆうあいプラザにて第 6 回 ASADA セミナーを開催しました。「いつまでも若々しく老けない生き方 Part.2」では、「老化」とはどういう事か、また日本の現状をグラフやデータを使って説明しました。運動がホルモンの分泌を促し若さにつながる事、更にどんな運動が効果的かも話をしました。「運気の上がるワクワク収納術」やティータイムの時に友情出演してくださった金子氏による「スクワット」の手ほどきもあり、双方とも大変好評でした。

「手相」による鑑定も皆、笑顔・笑顔でした。「ASADA セミナーは大変勉強になり有意義です。そして、楽しい一日を過ごすことが出来ました！」とのうれしい感想も沢山頂きました。

※回を重ねるごとに参加者も増えています～感謝・感謝！！

次回は 3 月 16 日（日）13：00 ～ 受付（無料）

開催時間：13：30～17：00
会　　場：ゆうあいプラザ 3 階 301 会議室
住　　所：取手市白山 5 丁目 1-1
電　　話：0297-73-5671
申し込み先：オフィス ASADA
0297-72-2401 又は 090-8720-8591

第 7 回 ASADA セミナー

- いつまでも若々しく老けない生き方 Part.3　講師：麻田春江
  睡眠が深く関係していること。よく眠れる生活習慣で痩せる!!
- ファイナンシャルプランナーからアドバイス
  妻名義なのに「夫の預金」？知らないと大変なことになるかも!?
- 杉の木の両親と松の木の子どもの話　朗読：麻田春江
- 公益社団法人日本易学連合会副理事長による「平成 26 年を観る!!」
  政治・経済・スポーツ・自然災害・ファッションなどを講演いただきます。
  講師：上島慶晃 氏

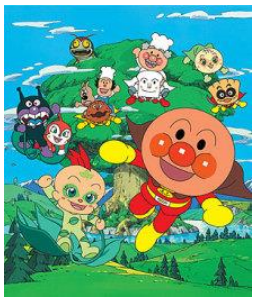

♪　そうだ！　嬉しいんだ　生きる喜び
たとえ　胸の傷が痛んでも♪
何のために生まれて　何をして生きるのか♪
答えられないなんて　そんなの嫌だ！♪

幼児から大人まで大人気のアンパンマンのテーマソング♪です。
平成25年10月13日、心不全のため94歳でこの世を去った「やなせたかしさん」の人生そのものがアンパンマンでした。優しさでみんなを包んでくれ、分け合うことを教えてくれた人でした。

アンパンマンは史上最弱の正義の味方です。たいした武器も持っていません。顔がぬれると力が無くなります。彼の仕事はお腹がすいている人に「僕の顔をお食べよ」と差し出すこと。食べられて顔が小さくなれば力が弱くなるのに…それでもいいんです…「お腹がすいている人に食べ物をあげることは本当の正義なんだ！」…この精神は戦争体験や下積みの時代を乗り越えくじけずにやって来た、やなせたかしさんご自身の人生哲学から生まれたものでした。

「私たちは何のために生まれてきたのか」

人は何か良いことをすると心が温かくなり幸福感が高まります。そして「愛されるために生まれてきた、その愛を伝えるために生きていくのだ…」幸福で健康に生きるためには「愛すること」「目標を持って熱中できること」「体を動かすこと」が大切だとやなせたかしさんがアンパンマンを通じて伝え続けたかったことです。これは現代心理学の答えと同じだったのです。

「手のひらを太陽に」　やなせたかし作詞･いずみたく作曲

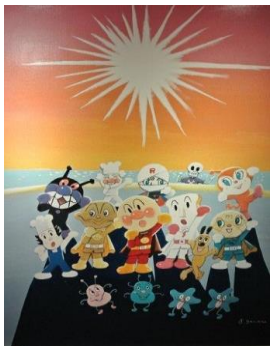

様々な仕事に携わってみたが、自分を決定づけるに至らず苦悩する日々。「手のひらを太陽に」は、そんなさなかに生まれた詩です。暗いところで冷たい自分の手を懐中電灯で温めながら仕事をしていたときにふと、手を見ると真っ赤な血が見える！自分は生きているんだという実感が心の底からわき上がり、「頑張らなくちゃ」と自分を励ますためにこの詩ができたのです。

Ⅲ　妻名義 なのに「夫の預金」？

「夫婦だから、夫が稼いだお金は夫婦二人のもの」と考える女性は多いと思いますが、相続では通用しません。夫婦それぞれが稼いだお金はそれぞれのものと言う「夫婦別財産」（民法762条1項）の考え方が基本です。知らないとコツコツ貯めた老後の備えを自分のものに出来なくなる可能性もあります。夫婦の財産は3種類あります！
民法によって夫婦の財産は「特有財産」・「共有財産」・「実質的共有財産」に分類されます。
夫婦が仲良く暮らしているうちは夫婦の財産について「誰のもの？」はないでしょうが離婚話が上がってきたら出てくること間違いなし！次回セミナーでも詳しくお伝えします！

******** 叱らずに 育てた部下に 怒鳴られる ******* サラリーマン川柳より

解らないことがありましたら麻田まで気兼ねなくお電話ください。